

令和7年度 仙台市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 実施事業者選定に係る募集要項

1. 目的

本要項は、仙台市が実施する令和7年度 仙台市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 事業の名称及び概要

（1）事業名

令和7年度 仙台市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（2）事業の内容

別紙「令和7年度仙台市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業概要」のとおり

（3）預かり期間

令和7年10月1日（水）～令和8年3月31日（火）

※利用者募集は令和7年8月からを予定

3. 募集事業所数

市内4事業所程度

4. 参加要件

本市内で、本事業を的確に遂行する能力を有するほか、次の要件をすべて満たしていることを要件とする。

- （1）児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当しないこと
- （2）暴力団関係者との関係を有していないこと
- （3）「仙台市乳児等通園支援事業認可要綱」に定める各種要件を満たすこと。

5. 質問および回答

(1) 質問の内容

本選定に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに事業実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。

(2) 質問および回答の方法

ア 様式 質問書（別添のとおり）を使用すること。

イ 提出先 本要項12に掲げる担当課

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

エ 提出期限 令和7年6月10日（火）午後5時00分まで

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月13日（金）中に仙台市ホームページに掲載する。

6. 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出方法

下記により書類を提出すること。

ア 提出期限 令和7年6月27日（金）午後5時00分

イ 提出先 本要項12に掲げる担当課

ウ 提出方法 持参又は送付（共に提出期間内必着）

エ 提出書類 別紙「提出書類チェックリスト」のとおり

7. 審査

(1) 審査方法

令和7年度 仙台市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者選定委員会において、（2）評価項目および配点に基づき書面審査を行い、企画提案書等の内容について評価する。

ただし「4.参加要件」の定めを満たさない事業者については審査を行いません。

(2) 評価項目および採点

	評価項目	評価の観点	配点
1	事業目的及び事業内容の理解度	・ 事業の目的・趣旨を十分理解し、企画全般に反映されているか。	25
2	事業計画	・ 事業実施時間及び提供枠の充実	25
3	提案内容	・ 3歳未満の児童を預かる環境が整っているか。 ・ 事業目的等を踏まえた方法となっているか。 ・ 提案内容は簡潔明瞭で容易に理解できるようまとめられているか。	30
4	業務実績	・ 本事業に有効な業務実績を有しているか。	10
5	提案額積算内容	・ 提案内容との整合性がとれており、妥当な積算がされているか。	10
総合評価点			100

8. 実施候補者の選定

(1) 選定方法

令和7年度 仙台市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者選定委員会において審査し、原則として、全委員の評価点の合計が満点（100点×審査委員数）の6割以上の者から選定する。なお、選定予定事業所数以上の応募があった場合には、評価点の合計が高い順に実施候補者として選定する。

(2) 実施候補者の決定通知

実施候補者として選定した者及び選定しなかった者に対し、結果通知書により通知するものとする。

なお、候補者として選定された者について本事業の実施事業者としての認可が確約されるものではなく、さらに「仙台市乳児等通園支援事業認可要綱」に基づき審査を行います。

9. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本選定への参加資格を失うものとする。なお、選定された実施候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者を実施候補者として選定する。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に害する行為があった場合
- (4) 本要項4に示す参加要件を欠くことになった場合

10. 選定以降の事務の流れ

実施候補者とは、内容を別途協議のうえ、認可書類の提出を依頼する。実施内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、ヒアリング参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、事業者が無断で本事業以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は一切認めない。
- (6) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。
- (7) 評価結果等についての電話等での問合せには応じない。
- (8) 選定に係るスケジュールは下表のとおり。

実施内容	実施時期
公募開始	令和7年5月30日（金）
質問提出期限	令和7年6月10日（火）
質問回答日	令和7年6月13日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期間	令和7年6月23日（月）～ 令和7年6月27日（金）
選定結果通知・選定事業者への認可書類提出依頼	令和7年8月上旬
選定事業者の認可手続き	令和7年8月下旬

- ・なお、選定後認可を受けた場合、令和8年度以降も事業を実施していただく予定です。
- ・また、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業の認可協議案内等は、別途、令和7年度中に行う予定です。

12. 担当課

仙台市こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-12 上杉分庁舎7F

TEL : 022-214-8185

E-mail:kod006162@city.sendai.jp